

## アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略創造事業仕様書

### 1. 委託業務名

「アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略創造事業」

### 2. 事業の概要

#### (1) 目的

石垣市は、日本最南端に位置する観光リゾート地として、国内各地及び香港、台湾を結ぶ定期航空路線が就航し、また外航クルーズ船等の寄港地として認知度を高めて好調な入域観光客数を維持する現況にあります。この現況は、地域の農林水産物、加工食品、伝統工芸品や手仕事産品といった産業分野の魅力向上、消費者獲得、販路開拓、流通促進など移出と地域内消費を活性化して、『石垣市経済振興プラン』の将来像「個性的な地域資源と立地条件を活かして実現する、域内循環型・自立型の石垣経済～アジアゲートウェイ推進に向けて～」を達成する好機といえます。

本事業は、国内人口が減少する時代の到来を見据え、国際貨物の輸出入が可能な税関空港に指定された石垣空港の機能を発揮して、輸出や海外市場と直接貿易できることを新たな可能性として取り入れ、成長するアジア市場へ向けた本市戦略産品の販路開拓やブランド力の確立を目指すこと、また、本市へ来訪する国内外からの観光客の消費額向上、購買需要の喚起とリピーターの創出をさらに推進するため、農林水産業、製造業、サービス業における複次化との連携も踏まえ石垣島ブランディング戦略の創造をマーケティングやプロモーション手法も含めて取り組むことを目的とします。事業成果として石垣島のイメージを全体的・包括的に形成するブランド概念の定義化を図り、「アジアゲートウェイの推進」と「移出および域内消費の構築」に資する手法の構築に取り組めます。このことにより、本市の経済振興を持続発展的に担う仕組みとブランド価値の発現を目指します。

#### (2) 事業内容

本事業は、海外での販路開拓において課題とされる本市の認知度向上や販売商品の需要創出に資するニーズ調査、マーケティング調査および関連方策等について検証を実施します。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催はじめ将来に向けたインバウンド誘客や国内外からの消費者に訴求する個性ある販売商品・サービスコンテンツの育成を目指し、本市の特長豊かな自然・風土・文化等から生み出される商品の価値や包括的な石垣ブランドの定義化、そのブランドストーリーの顕在化に取り組めます。さらに移輸出および域内消費にかかる状況把握と課題解決の方策検証に取り組むことで、本市の経済振興にかかる考え方を整理した『アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略』の策定を行います。

### 3. 事業の成果目標

(1) 『アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略』の策定

(2) 事業目的に沿った各種調査、物産催事等を本市および主に香港で実施

#### 4. 契約期間

委託契約締結日から平成31年3月22日まで

#### 5. 委託内容

(1)『アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略』の立案、会議の運営サポート

- ①石垣市が指定して主催する市内経済団体、中小企業者等との会議において、本市ブランディング戦略の立案、資料作成と提供
- ②戦略の立案について、市内の農林水産業、製造業等におけるブランディングの取り組み、品質管理、販路開拓や移輸出における意向や実態などの状況整理
- ③戦略の立案について、ワークショップ、セミナー、専門家招聘などを実施
- ④戦略の構築について、石垣島のイメージを全体的・包括的に形成するブランド概念の定義化
- ⑤ブランドを評価する仕組みや維持管理手法の設計

(2)本市および主に香港での催事開催、各種調査、石垣島認知度向上の取り組み

- ①海外への販路展開や輸出産品の需要増を目指して、戦略品目の検証、本市製品のストーリー化、消費者情報(口コミ、SNS、専門家意見等)の収集と分析、ニーズ調査、マーケティング調査等を実施する
- ②海外市場とのネットワーク形成やテストマーケティング、本市事業者と海外企業等とのマッチングや連携創出に取り組む

(3)その他

- ①本事業の目的と内容を効果的に達成する方策について提案して行う

#### 6. 成果品

(1)実施内容をまとめた報告書:製本2部 および電子データ

(2)『アジアゲートウェイ石垣島ブランディング戦略』成果物 製本10部 概要版100部 および電子データ

#### 7. 委託契約予定額

¥9,000,000-(消費税及び地方消費税を除く)を上限とする範囲内

#### 8. 委託契約後の提出書類

本事業の契約後、速やかに以下(1)～(2)の書類を提出すること

- (1)着手届
- (2)業務実施計画書

#### 9. 契約完了時の提出書類

本業務完了後、速やかに以下の(1)～(4)の書類を提出すること

- (1)完了届
- (2)成果品
- (3)経費明細書
- (4)その他契約書や協議によるもの

## 10. 関係書類等の整備

本業務にかかる関係帳簿類を整備して、保管すること

## 11. その他

本仕様書に明示なき事項、または疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする